

台風等異常気象時における登下校について

1 暴風警報が発表された場合（東三河南部地域【蒲郡市、豊川市、豊橋市、田原市】、または生徒の居住地区に暴風警報が発表された場合）

- (1) 登校する以前に、名古屋地方気象台から暴風警報が発表されている場合
 - ア 始業時刻2時間前までに暴風警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
 - イ 始業時刻2時間前から午前11時まで暴風警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。
 - ウ 午前11時以降、暴風警報が継続されている場合は、その日の授業は行わない。
※ 上記ア、イの場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険な時や、交通機関の途絶等により登校が困難な時は、登校しなくてよい。
- (2) 登校後に、名古屋地方気象台から暴風警報が発表された場合
授業を中止し、安全を確認して生徒を速やかに下校させる。ただし、帰宅が困難と認められる場合は、当該生徒の安全を校内において確保する。

2 特別警報が発表された場合

- (1) 登校する以前に、名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合
 - ア 授業は行わない。
 - イ 特別警報がその日のうちに解除された場合も、授業は行わない。
 - ウ 解除後の授業の開始については、学校から連絡する。授業が行われる場合でも、登校が困難な場合は、登校しなくてよい。
- (2) 登校後に、名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合
 - ア 即時授業を中止し、生徒の安全を確保するために必要な措置（保護者への引き渡し、校内留め置き、校外避難所への移動等）をとる。
 - イ 校内に留め置き、特別警報が解除されたとき、生徒の帰宅が困難と認められる場合は、引き続き校内に留め置き、生徒の安全を確保する。

3 暴風警報又は特別警報が発表されていないが、大雨等異常気象により安全確保に困難が予想される場合

気象・交通機関及び通学路の状況に応じて、休業や授業の中止を決定する。

大規模地震に関する緊急時の対応について

1 東海地震観測情報発表時の対応

原則として授業を行うが、政府・自治体等の勧告によって授業を中止する場合もある。

2 東海地震注意情報発表時の対応

(1) 授業中の場合

東海地震注意情報が発表された時点で、すべての授業等を中止し、下校させる。

(2) 在宅時の場合

全生徒は登校を見合わせ、自宅待機する。避難対象地区内に居住する生徒は、警戒宣言が発令（東海地震予知情報が発表）され次第、避難場所へ避難できるよう準備する。

(3) 登下校時の場合

登下校の途中、東海地震注意情報の発表を知った時点ですみやかに帰宅する。

3 東海地震注意情報の解除情報が発表された場合の対応

原則として翌日より平常授業を行う。

4 警戒宣言が発令（東海地震予知情報が発表）された場合の対応

生徒は自宅待機し、自治体等の勧告に従い、避難場所に避難する。

5 警戒宣言発令後、「地震災害に関する警戒解除宣言」が発せられた場合の対応 （東海地震予知情報の解除情報が発表された場合）

原則として発表の翌日より平常授業体制に復帰する。ただし、交通・通信手段の確保が困難な場合は、自宅に待機する。

6 東海地震等大規模地震が発生した場合の対応

(1) 在宅時の場合

速やかに身の安全を確保する。避難対象地区内に居住する生徒は、周囲の状況をよく確かめた上で避難所へ避難する。

(2) 在校時の場合

生徒は定められた手順で避難し、役割に従い活動する。下校については、集団で下校させる。ただし、自宅に帰れないことが予想される場合などは、学校に留め置く。

(3) 登下校時の場合

速やかに身の安全を確保し最寄りの避難所へ避難する。

(4) 大規模地震発生後の授業の再開について

通学路、交通機関、施設、生徒、周辺地域等の状況を総合的に判断し、学校再開の時期を決定する。